

令和 4 年 6 月 30 日

瀬戸内市議会議員

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

### 政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和 4 年 6 月 11 日 (土)
研修会名	多摩住民自治研究所創立 50 周年記念イベント 憲法の学び舎 沖縄復帰 50 年、日本国憲法施行 75 年 講義 3 社会保障の権利性と国民生活・地方自治 講師：石川満 氏 (元 日本福祉大学 教授) 講義 4 地方自治を真ん中にして憲法を読む② 講師：池上洋通 氏 (多摩住民自治研究所理事)
開催場所	オンライン
研修内容	講義 3 社会保障の権利性と国民生活・地方自治 講師：石川満 氏 (元 日本福祉大学 教授) 1, 社会性について 「社会権としての生存権」を検討する前に憲法前文を見る →平和的生存権を定めている 「社会権」は 20 世紀になって、社会国家の理想に基づき、社会的・経済的弱者を保護し、実質的平等を実現するために保障されるに至った人権である←これが重要である 2, 憲法 25 条と生存権について 憲法 25 条を具体化するためには、さらに法体制の拡充が必要→権利性の明確化と保障水準の改善など 朝日訴訟から学ぶことも重要 3, 国民の生活実態について 失業者 202 万人、相対的貧困率 15.7、子ども貧困率 14.0 生活保護件数 204 万人 どの世帯でも所得が増加していない



- 4, 生活保護制度を真の生活保障制度とするため  
生活保護のパンフレットなどていねいに周知するようにしなければいけない  
面接時の適切な対応、扶養調査など強制的に行わない  
生活保護基準を引きあげることが必要
- 5, 社会保障の権利性を高めるために  
社会保障給付費の拡充に見合う財政システムの確立が必要  
権利としての社会保障を実現することが必要

講義 4 地方自治を真ん中にして憲法を読む②

講師：池上洋通 氏（多摩住民自治研究所理事）

人間思想の歴史と日本国憲法、そして地方自治

第1部 人権思想の世界的な形成

仏教やキリスト教など宗教が持つそれぞれの平等思想

君主制の下で臣民、人民の立場

フランス・人権宣言と市民的権利と義務

国連の下での「人権条約」が示すこと

→それぞれのことを抑えておくことが大事

第2部 人権思想の日本史的な形成

日本の近代以前→「17条の憲法」「庶民の請願」「小石川養生所の建設・経営」

近代→日本国憲法の人権規定の土台には、様々な憲法案「明治憲法」「五日市憲法案」などを元にされた

第3部 そして地方自治

地方自治の規定も様々なものをもとに作られた

→日本国憲法にある地方自治の規定につながる

各個人と地域社会での人権の具体化の機関として

地方自治は位置付けられる

所感

講義 3 は、「社会保障の基本」を学び直すことができた。憲法 25 条に規定してある「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、生存権をしっかりと認識しながら社会保障の施策の実施をするべきである。講義中にも話されていたが、生存権の保障がされにくいような生活保護制度になっていることに声を上げる必要を感じた。また、瀬戸内市の窓口において生存権を保障する対応をとれているかもチェックが必要である。

日本国憲法の成り立ちを世界の歴史と日本の歴史の中で深めることは、はじめての視点であった。過去の積み重ねがあり、第 2 次世

	<p>界大戦の敗戦により、これまでの反省も込めて創られた日本国憲法は崇高なものだという思いにもなった。国で憲法改正の議論を進めようとしているが、必要のないものだと感じた。</p>
--	---